

## 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険税条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の6.28」を「100分の6.60」に改める。

第5条中「29,700円」を「31,700円」に改める。

第7条中「100分の1.91」を「100分の2.05」に改める。

第8条中「9,200円」を「10,100円」に改める。

第9条中「100分の1.93」を「100分の1.94」に改める。

第10条中「10,800円」を「11,000円」に改める。

第23条第1号ア中「20,790円」を「22,190円」に改め、同号イ中「6,440円」を「7,070円」に改め、同号ウ中「7,560円」を「7,700円」に改め、同条第2号ア中「14,850円」を「15,850円」に改め、同号イ中「4,600円」を「5,050円」に改め、同号ウ中「5,400円」を「5,500円」に改め、同条第3号ア中「5,940円」を「6,340円」に改め、同号イ中「1,840円」を「2,020円」に改め、同号ウ中「2,160円」を「2,200円」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成31年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。